

公益社団法人埼玉県柔道整復師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、日本の伝統医療である柔道整復学及び柔道整復術の進歩発展と柔道整復師の資質の向上を図るとともに、保健・医療・介護に関する諸制度の円滑な運営と健全な発展に寄与することにより、県民福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業

（2）柔道整復師の資質の向上並びに柔道整復学及び柔道整復術の向上発展に関する事業

（3）高齢者の福祉サービスの充実に関する事業

（4）県民の心身の健全な発達に関する事業

（5）柔道整復師並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及啓発に関する事業

（6）会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業

（7）その他本会の目的に達するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会に次の会員を置く。

（1）正会員 埼玉県内において柔道整復師の資格を有する者であって、本会の目的に賛同して入会した者

（2）準会員 本会の事業に協力しようとする者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会で定めるところにより、申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、第9条の規定により除名された場合には

資格喪失後5年間は、再入会を認めない。
(経費の負担)

第7条 会員は、総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、総会で定めるところにより免除することができる。

2 既納の入会金、会費等は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由のあるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、除名の決議をする総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当総会で弁明の機会を与えるなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 柔道整復師の免許を失ったとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 正当な理由なく会費1カ年分を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員が同意したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とし、定時総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令の規定する事項及びこの定款に定める事項

(開 催)

第13条 定時総会は、毎年度1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第20条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上13名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事及び5名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長は、理事会において選定する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び

財産の状況を調査することができる

- (3) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する
- (5) 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる
- (6) 前項の規定による請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる

(役員の任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事については再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、理事及び監事の報酬等の支給の基準に従い報酬及び費用を支払う。

(損害賠償責任の免除)

第27条 本会は、法人法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第6章 名誉会長、相談役及び参与

(名誉会長、相談役及び参与)

- 第28条 本会に、任意の機関として名誉会長、相談役及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長、相談役及び参与は、学識経験者又は本会の発展に寄与した会員（現職役員を除く）のうちから理事会の決議を経て会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、相談役及び参与は、会長の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。
 - 4 名誉会長、相談役及び参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
 - 5 名誉会長、相談役及び参与の報酬等は理事会で別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会はこの定款に別に定めるものほか、次の職務を行なう。
(1) 本会の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から理事会において選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 支部、委員会及び部会

(支部)

第36条 本会に、事業の円滑な推進を図るために支部を置くことができる。
2 前項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(委員会)

第37条 本会に、理事会から特別指示された事項を処理するため必要な委員会を置くことができる。

2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部 会)

第38条 本会に事業運営等を補佐するために必要な部会を置くことができる。

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び収支決算書類)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び事務局次長は、理事会の決議により任免する。

4 前項以外の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定

める。

第13章 梯 則

(細 則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、次のとおりとする。
阿部 一
- 3 本会の最初の副会長、常務理事は、それぞれ次のとおりとする。
副会長 本間 琢英 渡邊 寛
常務理事 大河原 晃 根岸 勇
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款の改正は平成27年4月1日から施行する（平成26年11月15日総会決議）